

申請前にチェックしよう！住宅防火の重要ポイント



建築計画や建築確認申請書の作成などの際の最終チェックとして活用してください。

消防法令等に適合していることを確認するための補助資料として、主な項目を取りまとめたものです。消防同意時に不適合と判断される主な事項を簡記したものであり、使用にあたっては、必ず関係法令等を確認してください。

住宅用防災機器			
項目	内容	チェック欄	
設置場所	寝室、台所及び階段に住宅用防災機器が設けられていますか？（設置例参照）	<input type="checkbox"/>	
	階段（踊場）	寝室がある階の階段に住宅用防災機器が設けられていますか？（避難階にあるものを除く）	<input type="checkbox"/>
		寝室がある階から下方に数えた階数が2である階の階段に住宅用防災機器が設けられていますか？	<input type="checkbox"/>
種類	寝室・階段	寝室及び階段には「煙式」が設けられていますか？	<input type="checkbox"/>
	台所	台所には「熱式」又は「煙式」が設けられていますか？ （※調理時の煙等に反応するため、「熱式」をおすすめしています。）	<input type="checkbox"/>
その他	警報器を設置する必要がなかった階で居室（7㎡以上）が5以上ある場合は、当該階の廊下又は階段上端に住宅用防災機器が設けられていますか？	<input type="checkbox"/>	

設置例	【凡例】 S : 煙式 H : 煙式又は熱式
<p>1階に寝室がある場合</p> <p>設置場所は ⇒ 「寝室」「台所」 ※3階建てのみ「3階階段」にも必要</p>	<p>2階に寝室がある場合</p> <p>設置場所は ⇒ 「寝室」「台所」「2階階段」</p>
<p>3階に寝室がある場合</p> <p>設置場所は ⇒ 「寝室」「台所」「1・3階階段」</p>	<p>3階に寝室がない場合</p> <p>設置場所は ⇒ 「寝室」「台所」「2階階段」</p>
<p>2・3階に寝室がある場合</p> <p>設置場所は ⇒ 「寝室」「台所」「2・3階階段」</p>	<p>1～3階に寝室がある場合</p> <p>設置場所は ⇒ 「寝室」「台所」「2・3階階段」</p>
<p>寝室の無い階に7㎡以上の居室が5以上ある場合</p> <p>設置場所は ⇒ 「台所」「階段」</p>	

代替進入口

項目	内 容	チェック欄	
構造	開口部の大きさは直径1m以上の円が内接することができる開口部（又は幅75cm及び高さ1.2m以上の開口部）となっていますか？	<input type="checkbox"/>	
	床面から開口部下端までの高さは1.2m以下となっていますか？	<input type="checkbox"/>	
	開口部は、内部から容易に避難できる構造となっており、かつ、外部より開放又は容易に破壊し進入できるものとなっていますか？	<input type="checkbox"/>	
	開口部は、開口のため常時良好な状態に維持されるよう計画していますか？	<input type="checkbox"/>	
	手摺	進入口までの経路に手摺等を設ける場合、手摺高さは床面から1.2m以下となっていますか？	<input type="checkbox"/>
	ガラス	開口部に用いるガラスは、下表の左欄の種別に応じ、同表右欄に規定する厚さ以下となっていますか？ 複層ガラスに合わせガラスを用いていませんか？ (※複層ガラスを構成するガラスに合わせガラスを用いることはできません。)	<input type="checkbox"/>
その他	確認申請書に開口部詳細（寸法・ガラス種別・厚み等）の記入漏れはありませんか？	<input type="checkbox"/>	
	代替進入口にシャッターやシャッター雨戸などを用いていませんか？	<input type="checkbox"/>	
	建具平面図と建具表の内容に相違がありませんか？	<input type="checkbox"/>	
種別	ガラスの種類	ガラスの厚み等	
クレセント付きの開口部	<ul style="list-style-type: none"> ・フロート板ガラス（JIS R 3202） ・磨き板ガラス（JIS R 3202） ・型板ガラス（JIS R3203） ・熱線吸収板ガラス（JIS R 3208） ・熱線反射ガラス（JIS R 3221） 	・6mm以下のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄の種別及び厚みに適合する低放射ガラスを用いる場合は、薄膜^{注1}の形成により、基板（板ガラス）の強度を変えないもの
	<ul style="list-style-type: none"> ・強化ガラス（JIS R 3206） ・耐熱板ガラス 	・5mm以下のもの	
	<ul style="list-style-type: none"> ・網入り板ガラス（JIS R 3204） ・線入りガラス（JIS R3204） 	・6.8mm以下のもの。ただし、破壊作業のできる足場 ^{注2} が設けられている開口部にあっては、10mm以下のもの	
	<ul style="list-style-type: none"> 上記各種の板ガラスを使用するもの ・複層ガラス（JIS R 3209） 	・上記内容（網入り板ガラス及び線入り板ガラスは、厚さ6.8mm以下のものに限る。）の例により設けるもので、重ねる板ガラスの数が2のもの	
	<ul style="list-style-type: none"> ・合わせガラス（JIS R 3205） 	次に掲げるもの ・フロート板ガラス6mm以下+PVB（ポリビニルブチラール）30mil（膜厚0.76mm）以下+フロート板ガラス6mm以下の合わせガラス ・網入板ガラス6.8mm以下+PVB（ポリビニルブチラール）30mil（膜厚0.76mm）以下+フロート板ガラス5mm以下の合わせガラス 破壊作業のできる足場 ^{注2} が設けられている場合にあっては、次に掲げるもの ・フロート板ガラス5mm以下+PVB（ポリビニルブチラール）60mil（膜厚1.52mm）以下+フロート板ガラス5mm以下の合わせガラス ・網入板ガラス6.8mm以下+PVB（ポリビニルブチラール）60mil（膜厚1.52mm）以下+フロート板ガラス6mm以下の合わせガラス ・フロート板ガラス3mm以下+PVB（ポリビニルブチラール）60mil（膜厚1.52mm）以下+型板ガラス4mm以下の合わせガラス	
はめ殺しの開口部	<ul style="list-style-type: none"> ・フロート板ガラス（JIS R 3202） ・磨き板ガラス（JIS R 3202） ・型板ガラス（JIS R3203） ・熱線吸収板ガラス（JIS R 3208） ・熱線反射ガラス（JIS R 3221） 	・6mm以下のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄の種別及び厚みに適合する低放射ガラスを用いる場合は、薄膜^{注1}の形成により、基板（板ガラス）の強度を変えないもの
	<ul style="list-style-type: none"> ・強化ガラス（JIS R 3206） ・耐熱板ガラス 	・5mm以下のもの	
	<ul style="list-style-type: none"> 上記各種の板ガラスを使用するもの ・複層ガラス（JIS R 3209） 	・上記内容の例により設けるもので、重ねる板ガラスの数が2のもの	

注1：薄膜とは、基板（板ガラス）の表面に光学膜をパイロティック製法（ガラス製造工程において基板に金属（酸化すず）の薄膜（膜厚：約350nm）を形成）又はスパッタリング製法（製造された基板に金属の薄膜（酸化亜鉛・銀）の薄膜（膜厚：約179nm）を形成）により製膜するもの。

注2：破壊作業のできる足場とは、ガラスを使用した開口部の外部に設けられたバルコニーで次に適合するものをいう。

ア 奥行きが60cm以上であり、かつ、幅が当該開口部の幅以上であること

イ バルコニーの手すり高さは1.2m以下であること

ウ 消防隊がその上部で行う破壊作業に耐える構造であること

